

令和5年度

第6回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和6年3月7日(木)16:00~  
場 所 那覇第二地方合同庁舎一号館  
共用大会議室(2階)

議 事 次 第

- 1 令和5年度沖縄地方最低賃金審議会の総括について
- 2 令和5年度沖縄地方最低賃金審議会最低賃金専門部会の廃止について
- 3 その他

## 令和5年度第6回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

1. 令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会委員名簿	1 P
2. 最低賃金審議会令(抄)	2 P
3. 令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況	3 P
4. 沖縄県特定(産業別)最低賃金	4 P
5. 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果 (令和5年1月から3月実施分、全国及び沖縄)	5 P ~ 7 P
6. 令和5年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について	8 P ~ 9 P
7. 令和5年度 業務改善助成金の実績	10 P ~ 13 P
8. 令和5年度 支援策の活用状況	14 P ~ 16 P
9. 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて	17 P ~ 18 P
10. 令和6年度 答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表	19 P ~ 24 P
11. 令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会日程(案)	25 P ~ 29 P

## 令和5年度沖縄地方最低賃金審議会委員名簿

	氏 名	現 職
公益代表委員	い わ 橋 培 樹 岩 橋 培 樹	琉球大学国際地域創造学部教授
	う え 江 洲 純 子 上 江 洲 純 子	沖縄国際大学法学部教授
	しま ぶくろ 秀 勝 島 袋 秀 勝	弁 護 士
	しろ ま 貞 城 間 貞	公認会計士・税理士
	にし むら オ リ 工 西 村 オ リ 工	弁 護 士
労働者代表委員	い し かわ しゅう じ 石 川 修 治	連合沖縄副事務局長
	き な ひろ のぶ 喜 納 浩 信	U A ゼンセン沖縄県支部長
	ち はな まさる 優 知 花 優	連合沖縄事務局長
	てる き な とも かず 照 喜 名 朝 和	沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長
	の ばら よう こ 野 原 陽 子	イオン琉球労働組合中央執行委員長
使用者代表委員	おや かわ すすむ 進 親 川 進	沖縄県商工会連合会 専務理事
	さ く もと かず よ 佐 久 本 和 代	沖縄県中小企業団体中央会 事務局長
	た ばた かず お 田 端 一 雄	沖縄県経営者協会 専務理事
	ひ が か な え 比 嘉 華 奈 江	株式会社Life is Love 代表取締役
	ふく ち あつ し 福 地 敦 士	那覇商工会議所事務局長
備考	発令年月日 令和5年4月1日 任期満了日 令和7年3月31日 各委員の配列は五十音順	

## 最低賃金審議会令（抄）

### （最低賃金専門部会）

#### 第 6 条第 1 項

最低賃金法第 25 条第 1 項又は第 2 項により審議会におかれる専門部会（以下「最低賃金専門部会」という。）の委員の数は、9 人以内とする。

#### 第 6 条第 5 項

審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

#### 第 6 条第 7 項

最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。

### 【沖縄地方最低賃金審議会専門部会】

沖縄県最低賃金専門部会

令和5年度 沖縄地方最低賃金審議会実施状況

資料 3

1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）		運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
1	7.3 (大会議室)	月	1回 15:00	会長、会長代理選出 地域最賃改定諮問 地域専門部会の設置 令6条第5項適用 運営小委員会の設置 年間審議日程計画					
2	7.20 (大会議室)	木					1回 15:00	(地域別) 部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について	
3	7.25 ~7.27 (事業場)	火 ~ 木					2回	(地域別) 事業場実地視察	
4	7.31 (大会議室)	月	2回 14:00	中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告 特定(産別)最賃改定の必要性について諮問 ○特定(産別)最賃(畜産食料品製造業最低賃金及び清涼飲料、酒類製造業最低賃金)の廃止について諮問	1回 15:00	委員長、委員長代理選出 ○関係人意見聴取 特定(産別)最賃改定の必要性に係る検討	3回 16:00	実地視察結果 参考人意見聴取	
5	8.3 (大会議室)	木					4回 15:00	(地域別) 額提示、調整	
6	8.7 (大会議室)	月	3回 16:00	○地賃専門部会の審議状況報告 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小の審議状況報告	2回 14:00	使用者意見概要書の検討 特定(産別)最賃改定の必要性の有無についての検討	5回 15:00	(地域別) 額調整	
7	8.9 (大会議室)	水			3回 14:30	使用者意見概要書の検討 特定(産別)最賃改定の必要性の有無についてとりまとめ	6回 15:00	(地域別) 額調整	
8	8.14 (大会議室)	月	4回 16:00	○沖縄県最低賃金改正決定について(採決) ○答申 時間額 896円(43円引上げ) 特定(産別)最賃改定の必要性の有無について運小の結果報告及び答申			7回 14:00	(地域別) 額調整、結審(部会報告)	
9	8.30 (大会議室)	水	5回 9:30	○異議申出内容に係る諮問・審議 ○答申 8/14答申のとおり ○特定(産別)最賃(畜産食料品製造業最低賃金及び清涼飲料、酒類製造業最低賃金の廃止について(答申))					改正決定 9/8官報公示 10/8発効 廃止決定 9/29官報公示
10	6.3.7 (大会議室)	木	6回 16:00	令和5年度の審議会総括について 令和6年度産別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					

## 沖縄県 特定（産業別）最低賃金

資料 4

### 1. 廃止したもの

適用範囲	金額	決定日
畜産食料品製造業	683円	令和5年9月29日付け官報公示により廃止決定
清涼飲料・酒類製造業	686円	令和5年9月29日付け官報公示により廃止決定

### 2. 現在残っているもの

適用範囲	金額	(参考) 他 都道府県状況
糖類製造業	769円	北海道(996)、千葉(889)(調味料)、香川(849)(冷凍調理食品)、宮崎(678)(乳製品)、
新聞業	879円	なし
各種商品小売業	770円	青森(921)、岩手(767)、茨城(881)、栃木(874)、埼玉(849)、千葉(848)、新潟(932)、長野(950)、静岡(886)、愛知(847)、滋賀(840)、京都(938)、兵庫(797)、鳥取(902)、岡山(933)、広島(903)、愛媛(854)、大分(716)、宮崎(705)、
自動車(新車)小売業	770円	青森(923)、岩手(945)、宮城(986)、秋田(938)、福島(960)、埼玉(1060)、千葉(922)、神奈川(842)、新潟(997)、富山(769)、愛知(943)、京都(939)、大阪(993)、兵庫(963)、奈良(892)、島根(960)、広島(993)、福岡(1028)、大分(942)、宮崎(927)、鹿児島(945)、

都道府県名(金額)に\_\_\_\_\_のあるものは、地域別最低賃金を上回っている特定最賃

## 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

### (1) 監督指導結果の推移（全国計、暦年、法違反の状況等）

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況（％）			最賃未満労働者の状況		
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数	違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139	8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
25	13,946	1,343	9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
26	13,975	1,491	10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
27	13,295	1,545	11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
28	12,925	1,715	13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
29	15,413	2,166	14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
30	15,602	1,985	12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
31	15,671	2,145	13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080	13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
3	9,308※	751	8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7
4	14,965	1,607	10.7	56.2	36.7	7.1	164,525	4,389	2.7
5	15,105	1,558	10.3	59.6	35.2	5.2	163,175	3,786	2.3

(注) 各年とも1月～3月の結果である。

※ 令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を一部延期した。

(2) 業種別法違反の状況（令和5年1月～3月、全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%	監督実施 事業場数	違反 事業場数	違反率%
01 製造業	3,814	398	10.4%	3,437	357	10.4%	377	41	10.9%
01 食料品製造業	966	97	10.0%	965	97	10.1%	1	0	0.0%
02 繊維工業	267	19	7.1%	262	19	7.3%	5	0	0.0%
03 衣服その他の繊維製品製造業	356	40	11.2%	356	40	11.2%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	80	6	7.5%	80	6	7.5%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	38	0	0.0%	38	0	0.0%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	107	15	14.0%	107	15	14.0%	0	0	-
07 印刷・製本業	154	21	13.6%	154	21	13.6%	0	0	-
08 化学工業	240	32	13.3%	240	32	13.3%	0	0	-
09 窯業土石製品製造業	41	4	9.8%	28	3	10.7%	13	1	7.7%
10 鉄鋼業	23	2	8.7%	18	1	5.6%	5	1	20.0%
11 非鉄金属製造業	16	2	12.5%	14	1	7.1%	2	1	50.0%
12 金属製品製造業	217	20	9.2%	211	20	9.5%	6	0	0.0%
13 一般機械器具製造業	204	21	10.3%	123	12	9.8%	81	9	11.1%
14 電気機械器具製造業	298	38	12.8%	99	15	15.2%	199	23	11.6%
15 輸送用機械等製造業	105	5	4.8%	48	1	2.1%	57	4	7.0%
16 電気・ガス・水道業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
17 その他の製造業	699	76	10.9%	691	74	10.7%	8	2	25.0%
02 鉱業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	241	22	9.1%	240	22	9.2%	1	0	0.0%
01 土木木工事業	55	7	12.7%	55	7	12.7%	0	0	-
02 建築工事業	102	8	7.8%	101	8	7.9%	1	0	0.0%
03 その他の建設業	84	7	8.3%	84	7	8.3%	0	0	-
04 運輸交通業	52	6	11.5%	52	6	11.5%	0	0	-
02 道路旅客運送業	16	3	18.8%	16	3	18.8%	0	0	-
03 道路貨物運送業	33	2	6.1%	33	2	6.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	3	1	33.3%	3	1	33.3%	0	0	-
05 貨物取扱業	5	2	40.0%	5	2	40.0%	0	0	-
1号～5号 計	4,115	428	10.4%	3,737	387	10.4%	378	41	10.8%
06 農林業	92	20	21.7%	92	20	21.7%	0	0	-
01 農業	89	20	22.5%	89	20	22.5%	0	0	-
02 林業	3	0	0.0%	3	0	0.0%	0	0	-
07 畜産・水産業	23	8	34.8%	23	8	34.8%	0	0	-
01 畜産業	19	7	36.8%	19	7	36.8%	0	0	-
02 水産業	4	1	25.0%	4	1	25.0%	0	0	-
08 商業	5,853	573	9.8%	5,815	570	9.8%	38	3	7.9%
01 卸売業	1,046	93	8.9%	1,044	93	8.9%	2	0	0.0%
02 小売業	3,942	411	10.4%	3,907	408	10.4%	35	3	8.6%
03 理美容業	705	54	7.7%	704	54	7.7%	1	0	0.0%
04 その他の商業	160	15	9.4%	160	15	9.4%	0	0	-
09 金融・広告業	83	8	9.6%	83	8	9.6%	0	0	-
01 金融業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
02 広告・あっせん業	72	7	9.7%	72	7	9.7%	0	0	-
10 映画・演劇業	10	2	20.0%	10	2	20.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	90	10	11.1%	90	10	11.1%	0	0	-
13 保健衛生業	1,069	115	10.8%	1,069	115	10.8%	0	0	-
01 医療保健業	318	32	10.1%	318	32	10.1%	0	0	-
02 社会福祉施設	725	78	10.8%	725	78	10.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	26	5	19.2%	26	5	19.2%	0	0	-
14 接客娯楽業	2,997	307	10.2%	2,997	307	10.2%	0	0	-
01 旅館業	564	60	10.6%	564	60	10.6%	0	0	-
02 飲食店	2,261	230	10.2%	2,261	230	10.2%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	172	17	9.9%	172	17	9.9%	0	0	-
15 清掃・と畜業	349	43	12.3%	349	43	12.3%	0	0	-
16 官公署	1	1	100.0%	1	1	100.0%	0	0	-
17 その他の事業	421	43	10.2%	421	43	10.2%	0	0	-
01 派遣業	18	1	5.6%	18	1	5.6%	0	0	-
02 その他の事業	403	42	10.4%	403	42	10.4%	0	0	-
6号～17号 計	10,990	1,130	10.3%	10,952	1,127	10.3%	38	3	7.9%
合計	15,105	1,558	10.3%	14,689	1,514	10.3%	416	44	10.6%



## 最低賃金監督指導実施状況

第1表 最低賃金法第4条違反事業場

1 令和5年(1月～3月)

最低賃金別	監督実施状況			全国違反率(%)
	監督実施事業場(件)	法第4条違反事業場(件)	違反率(%)	
地域別最賃	143	7	4.9	10.3
産業別最賃	0	0	0.0	10.6
合計	143	7	4.9	10.3

※監督実施事業場数については、監督実施時労働者0人の事業場を除く。

2 年次別推移

年別	沖 縄			全国違反率(%)
	監督実施事業場(件)	法第4条違反事業場(件)	違反率(%)	
平成11年	268	43	16.0	10.0
平成12年	297	52	17.5	9.5
平成13年	252	32	12.6	9.3
平成14年	261	40	15.3	9.2
平成15年	211	32	15.2	6.6
平成16年	186	8	4.3	5.5
平成17年	192	17	8.9	6.4
平成18年	136	26	19.1	6.8
平成19年	267	26	9.7	6.9
平成20年	218	11	5.0	6.7
平成21年	45	6	13.3	8.5
平成22年	171	6	3.5	7.8
平成23年	155	10	6.5	10.4
平成24年	181	22	12.2	8.3
平成25年	150	32	21.3	9.6
平成26年	135	11	8.1	10.7
平成27年	133	15	11.3	11.6
平成28年	115	20	17.4	13.3
平成29年	147	34	23.1	14.1
平成30年	203	23	11.3	12.7
平成31年	209	15	7.2	13.7
令和2年	180	9	5.0	13.3
令和3年	117	3	2.6	8.1
令和4年	174	8	4.6	10.7
令和5年	143	7	4.9	10.3

※平成26年以前については、約定賃金が最低賃金額以上で24条違反を含む

第2表 最低賃金法第4条違反事業場の最低賃金に関する認識度(沖縄)

(令和5年)

最低賃金別	法第4条違反事業場	適用される最低賃金を知っている	金額は知らないが適用されることを知っている	最低賃金が適用されることを知らなかった
地域別最賃	7	4	3	0
	100.0%	57.1%	42.9%	0.0%
産業別最賃	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%
合計	7	4	3	0
	100.0%	57.1%	42.9%	0.0%

## 令和5年度 改正最低賃金に係る周知広報状況について

## ・文書の発出・プレスリリースなど

8月21日	付帯決議が付された答申内容の周知協力要請文の発出 令和5年8月29日記者発表プレスリリース 【 県、総合事務局、県内国家機関、県内市町村、計84件 (県、総合事務局は局長自ら直接協力要請依頼) 】
8月25日	県・国・労使団体・金融機関等で「適切な価格転嫁及び賃金の引き上げ推進により地域経済の活性化に取り組む共同宣言」を締結
8月31日	那覇市との雇用対策協定締結時において、最低賃金の改定を周知
9月1日	令和5年8月31日から「業務改善助成金」が拡充 本省リーフ等を局HPにリンク掲載
9月8日	官報公示(プレスリリース) 令和5年10月8日(日)から発効へ併せて、「沖縄県版支援パッケージ」を作成、発表(プレスリリース) (パッケージは、最低賃金引上げ等の環境整備のための支援策で、県、総合事務局、沖縄振興開発金融公庫の協力を得て作成)
9月20日	本省版リーフレット、ポスター、業務改善助成金(8月拡充版)、沖縄県版支援パッケージを添えて、周知広報依頼 (県、総合事務局、各市町村、使用者および労働団体、各金融機関、大学、高校、他業界団体等、計1,396件 )
9月21日～ 9月25日	使用者団体を訪問。最低賃金改定周知への協力依頼、中小企業・小規模事業者への支援策について説明
9月29日	記者発表プレスリリース (改正最低賃金周知に係る街頭キャンペーンの実施)

## ・街頭キャンペーンなど

10月6日	県、労使団体の協力を得て、最低賃金改正周知街頭キャンペーン(県庁前広場)実施(局長挨拶、ポケットティッシュ配布)
-------	--

10月9日	八重山の産業まつり会場にて、連合沖縄と協力して周知広報(ポケットティッシュ配布)
10月10日	石垣市役所(市長)、竹富町役場(町長)、他関係団体等を訪問し、周知協力依頼
10月11日	本島北部地区にて、連合沖縄と協力して街頭キャンペーンを実施(ポケットティッシュ配布)
10月18日	本島中部地区にて、連合沖縄と協力して街頭キャンペーンを実施(ポケットティッシュ配布)
10月27日	奥武山公園で開催された「沖縄の産業まつり」会場にて、県工業連合会から協力を得て、周知広報(ポケットティッシュ配布)実施
12月1日	宮古島市役所(市長)、宮古島商工会議所等を訪問し、周知協力依頼
12月2日	宮古島の産業まつり会場にて、連合沖縄と協力して周知広報(ポケットティッシュ配布)

## その他

<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月20日から、本省版リーフレットを合同庁舎掲示板に掲示、局ホームページに掲載</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年9月21日～、局徴収室前の電子掲示板(デジタルサイネージ)に最賃リーフレット表示</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知用ポケットティッシュを作成、活用して、上記の街頭キャンペーン等の機会に配布するとともに、労働局各関係部署(監督署、ハローワーク等)に設置した。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラジオCM(令和5年10月18日～31日):ラジオ沖縄、RBCiラジオ、FM沖縄(1回約20秒、計132本)沖縄総合事務局経済産業部と連携。(改正最低賃金、及び支援策「業務改善助成金」周知)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県の協力の下、県内イオン5店舗へポスター、リーフレットを設置(10月)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・懸垂幕の設置:名護署、宮古署、八重山署(10月～)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同庁舎屋外LED表示(10月～)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・また、広報活動として、県内41各市町村全てのHPへ、最低賃金リーフレット等の周知記事等の掲載。広報誌については、24市町村が掲載。</li> </ul>

## 令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表 (申請件数累計)

令和6年1月31日時点

	令和5年										令和6年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
01 北海道	5	6	29	92	110	152	90	67	107	117	0	0	775	
02 青森	3	9	6	5	8	45	19	30	41	58	0	0	224	
03 岩手	3	0	2	9	24	43	15	53	60	46	0	0	255	
04 宮城	9	5	2	9	25	60	29	43	31	22	0	0	235	
05 秋田	0	1	0	7	15	24	17	18	22	15	0	0	119	
06 山形	2	2	2	6	16	41	18	28	44	31	0	0	190	
07 福島	2	5	6	6	30	36	32	52	50	73	0	0	292	
08 茨城	0	8	5	8	43	38	41	34	41	46	0	0	264	
09 栃木	1	2	5	12	22	27	24	44	35	60	0	0	232	
10 群馬	4	5	4	7	24	45	28	40	46	60	0	0	263	
11 埼玉	3	5	7	6	44	92	50	46	56	92	0	0	401	
12 千葉	8	2	17	6	67	86	47	48	53	80	0	0	414	
13 東京	16	32	29	47	127	173	116	133	177	272	0	0	1,122	
14 神奈川	19	15	22	30	86	129	61	93	106	118	0	0	679	
15 新潟	6	5	12	14	53	76	24	76	83	62	0	0	411	
16 富山	0	5	3	6	16	34	14	34	21	24	0	0	157	
17 石川	6	8	6	12	24	62	26	31	49	39	0	0	263	
18 福井	7	5	9	7	26	90	40	39	23	43	0	0	289	
19 山梨	1	5	4	10	21	20	16	27	22	22	0	0	148	
20 長野	7	7	9	10	23	66	21	36	40	41	0	0	260	
21 岐阜	2	4	9	20	25	61	60	51	45	52	0	0	329	
22 静岡	1	6	17	17	69	89	46	75	102	93	0	0	515	
23 愛知	14	31	46	70	192	276	210	230	143	246	0	0	1,458	
24 三重	2	1	7	7	30	37	47	40	51	53	0	0	275	
25 滋賀	7	6	15	12	18	70	27	46	39	77	0	0	317	
26 京都	6	3	12	11	21	53	34	44	63	88	0	0	335	
27 大阪	15	27	43	57	175	260	107	154	223	304	0	0	1,365	
28 兵庫	8	11	17	45	83	108	152	138	135	150	0	0	847	
29 奈良	3	0	4	4	29	39	29	30	41	39	0	0	218	
30 和歌山	4	2	3	9	27	38	27	25	27	20	0	0	182	
31 鳥取	3	4	2	3	20	67	20	30	16	53	0	0	218	
32 島根	0	2	3	4	7	53	13	26	22	35	0	0	165	
33 岡山	1	7	16	21	47	86	45	68	52	53	0	0	396	
34 広島	6	8	10	17	64	125	59	55	68	61	0	0	473	
35 山口	0	7	8	6	31	58	41	47	42	56	0	0	296	
36 徳島	1	2	3	10	18	43	6	24	15	30	0	0	152	
37 香川	2	1	2	2	38	107	16	29	27	28	0	0	252	
38 愛媛	2	1	2	2	19	63	28	32	34	61	0	0	244	
39 高知	3	5	3	9	53	62	17	37	27	20	0	0	236	
40 福岡	7	23	15	21	94	274	84	108	117	158	0	0	901	
41 佐賀	4	4	2	3	7	53	54	31	58	42	0	0	258	
42 長崎	1	9	3	6	13	39	30	34	47	43	0	0	225	
43 熊本	3	6	10	9	25	79	38	36	50	107	0	0	363	
44 大分	0	4	7	6	17	87	19	60	45	53	0	0	298	
45 宮崎	0	1	3	8	17	37	28	27	30	30	0	0	181	
46 鹿児島	6	4	8	1	11	34	10	37	29	37	0	0	177	
47 沖縄	12	8	5	14	13	31	36	42	52	79	0	0	292	
合計	215	319	454	703	1,967	3,668	2,011	2,528	2,707	3,389	0	0	17,961	

## 令和5年度 業務改善助成金 都道府県別・月別件数一覧表（交付決定件数累計）

令和6年1月31日時点

	令和5年									令和6年			局別合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
01 北海道	0	9	9	12	23	49	125	130	92	89	0	0	538
02 青森	0	4	8	5	6	17	26	20	45	22	0	0	153
03 岩手	7	9	0	6	8	16	37	10	54	27	0	0	174
04 宮城	3	10	1	7	14	4	16	19	27	67	0	0	168
05 秋田	0	1	1	2	2	14	14	13	20	20	0	0	87
06 山形	3	6	2	3	7	18	23	18	18	26	0	0	124
07 福島	10	4	6	3	8	11	36	16	38	53	0	0	185
08 茨城	8	8	4	8	8	22	30	37	16	35	0	0	176
09 栃木	6	2	3	5	18	20	15	24	39	34	0	0	166
10 群馬	8	6	5	3	14	12	33	23	35	34	0	0	173
11 埼玉	4	12	10	6	10	16	44	80	82	33	0	0	297
12 千葉	5	5	11	7	5	22	16	40	79	35	0	0	225
13 東京	0	48	26	24	22	45	38	87	97	92	0	0	479
14 神奈川	6	18	18	19	16	45	83	70	80	54	0	0	409
15 新潟	10	7	11	9	19	34	46	46	41	80	0	0	303
16 富山	9	3	4	4	6	13	20	19	36	23	0	0	137
17 石川	2	6	9	12	7	8	28	9	32	28	0	0	141
18 福井	4	7	5	10	11	16	43	47	57	30	0	0	230
19 山梨	2	2	3	4	6	6	16	12	36	20	0	0	107
20 長野	0	12	14	9	8	14	45	15	38	53	0	0	208
21 岐阜	1	9	6	9	12	16	27	30	47	82	0	0	239
22 静岡	11	30	7	9	22	26	67	52	45	44	0	0	313
23 愛知	0	20	32	38	36	54	188	201	99	171	0	0	839
24 三重	0	8	5	14	10	20	33	17	56	61	0	0	224
25 滋賀	2	8	8	8	10	17	35	34	31	41	0	0	194
26 京都	3	3	9	7	4	8	13	24	41	43	0	0	155
27 大阪	19	55	28	29	37	70	139	163	159	173	0	0	872
28 兵庫	7	19	20	18	22	23	48	38	76	105	0	0	376
29 奈良	6	8	2	4	2	7	24	26	27	30	0	0	136
30 和歌山	0	6	5	3	6	19	29	25	39	27	0	0	159
31 鳥取	4	3	3	3	14	16	36	29	32	19	0	0	159
32 島根	0	3	4	7	5	5	19	19	34	36	0	0	132
33 岡山	7	4	8	10	22	26	37	53	37	33	0	0	237
34 広島	3	17	9	17	21	21	76	76	86	58	0	0	384
35 山口	3	9	6	9	5	18	32	33	50	50	0	0	215
36 徳島	1	3	0	4	1	5	13	24	2	16	0	0	69
37 香川	4	3	1	1	2	32	83	21	48	19	0	0	214
38 愛媛	6	1	1	3	1	8	43	41	30	16	0	0	150
39 高知	3	5	3	3	8	47	35	34	15	23	0	0	176
40 福岡	5	17	25	20	23	49	72	105	91	81	0	0	488
41 佐賀	4	10	6	2	2	5	29	21	47	41	0	0	167
42 長崎	0	5	4	5	2	0	18	25	45	62	0	0	166
43 熊本	4	6	4	8	8	9	24	27	28	13	0	0	131
44 大分	13	7	3	10	3	25	51	25	50	32	0	0	219
45 宮崎	0	0	1	4	6	13	15	30	29	30	0	0	128
46 鹿児島	0	5	6	5	2	4	9	18	20	23	0	0	92
47 沖縄	0	5	16	6	18	6	7	22	41	33	0	0	154
合計	193	448	372	414	522	951	1,936	1,948	2,267	2,217	0	0	11,268

2023/1/31

## 業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表

上段:件数

下段:対前年度比

## ○申請件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月	合計			
27年度		24	28	29	38	33	34	40	45	33	55	22	1	186	196	382			
28年度		5	15	26	17	18	90	67	81	77	68	80	48	171 (91.9%)	421 (214.8%)	592 (155.0%)			
29年度		34	69	63	68	76	133	75	68	89	199	0	27	443 (259.1%)	458 (108.8%)	901 (152.2%)			
30年度		26	79	94	79	133	207	72	72	87	136	0	10	618 (139.5%)	377 (82.3%)	995 (110.4%)			
元年度		7	24	25	30	79	222	44	35	50	124	3	30	387 (62.6%)	286 (75.9%)	673 (67.6%)			
2年度		12	38	45	63	62	67	79	82	105	174	31	47	287 (74.2%)	518 (181.1%)	805 (119.6%)			
3年度	通常	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	500	92	243	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	66	212	3,006	3,006	1,750	2,041	4,756	5,047
	合計	55	63	57	102	458	2,271	342	281	292	513	158	455	(1047.4%)	(1047.4%)	(337.8%)	(394.0%)	(590.8%)	(627.0%)
4年度	通常	62	103	155	204	606	2,195	420	230	218	266	258	772	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	56	23	23	128	0	16	66	165	395	903	-	-	3,325	3,571	2,164	3,693	5,489	7,264
	合計	118	126	178	332	606	2,211	486	395	613	1,169	258	772	(110.6%)	(118.8%)	(123.7%)	(180.9%)	(115.4%)	(143.9%)
5年度	通常	215	319	454	703	1,967	3,668	2,011	2,528	2,707	3,389			通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7,326	7,326	10,635	10,635	17,961	17,961
	合計	215	319	454	703	1,967	3,668	2,011	2,528	2,707	3,389	0	0	(220.3%)	(205.2%)	(491.5%)	(288.0%)	(327.2%)	(247.3%)

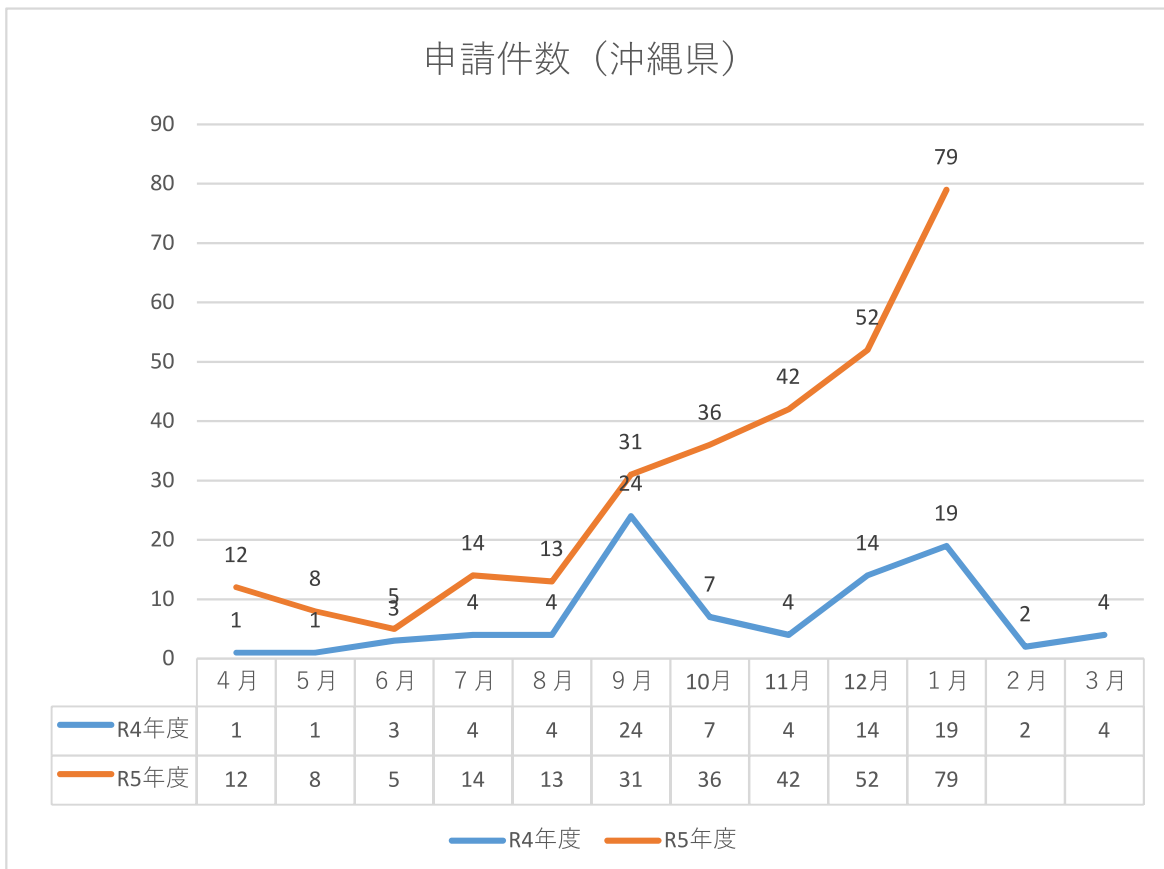
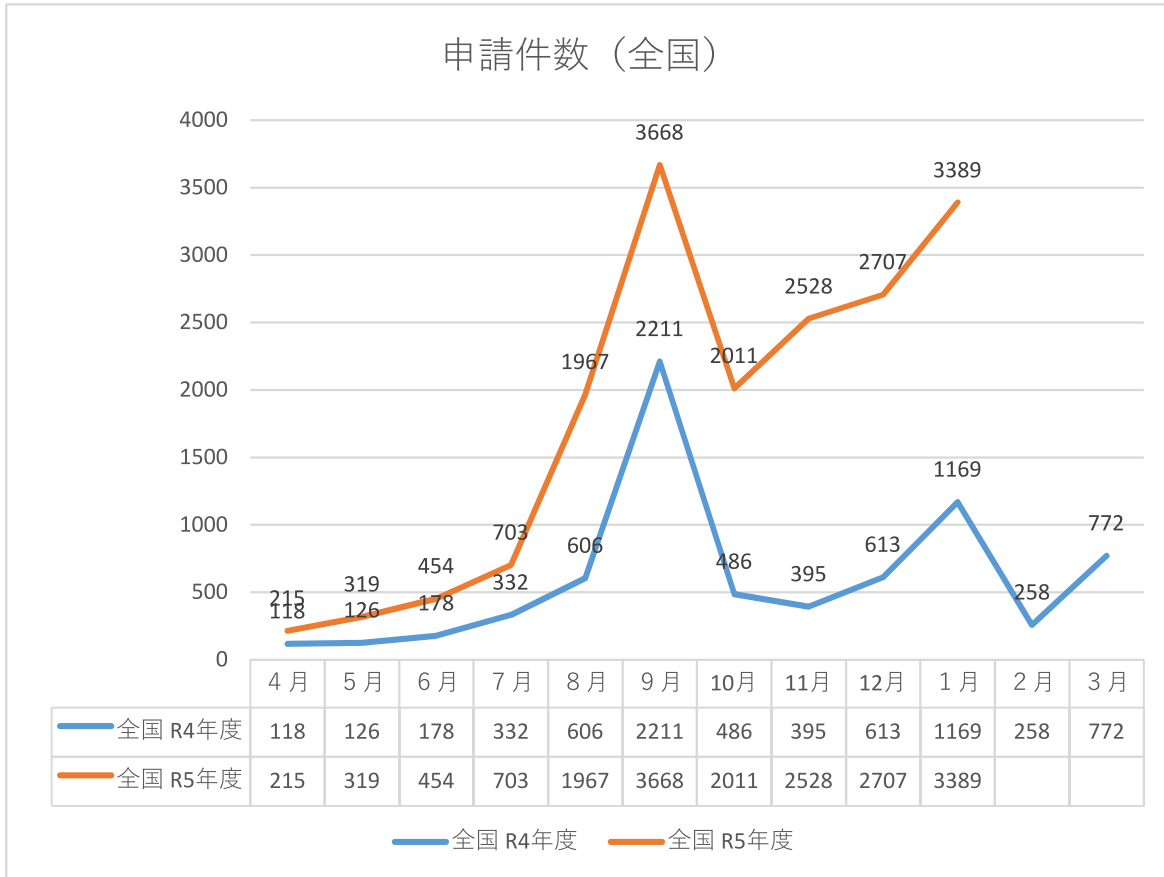
上段:件数

下段:対前年度比

## ○交付決定件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月	合計			
27年度		13	21	26	23	32	34	25	37	42	51	37	2	149	194	343			
28年度		3	4	18	19	20	19	47	78	81	61	83	0	83 (55.7%)	350 (180.4%)	433 (126.2%)			
29年度		18	43	53	52	66	85	83	64	75	70	140	49	317 (381.9%)	481 (137.4%)	798 (184.3%)			
30年度		13	35	66	77	75	102	123	87	81	84	109	18	368 (116.1%)	502 (104.2%)	870 (109.0%)			
元年度		3	6	14	25	22	63	99	99	49	49	79	34	133 (36.1%)	409 (81.5%)	542 (62.3%)			
2年度		14	24	35	35	47	45	59	60	80	73	123	31	200 (150.4%)	426 (104.2%)	626 (115.5%)			
3年度	通常	49	59	52	48	79	288	981	806	620	387	364	95	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	12	18	575	575	3,253	3,284	3,828	3,859
	合計	49	59	52	48	79	288	981	806	620	388	376	113	(287.5%)	(287.5%)	(763.6%)	(770.9%)	(611.5%)	(616.5%)
4年度	通常	117	159	161	114	213	375	1,077	899	446	329	287	94	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	78	83	54	19	43	23	25	40	160	284	491	101	1,139	1,439	3,132	4,233	4,271	5,672
	合計	195	242	215	133	256	398	1,102	939	606	613	778	195	(198.1%)	(250.3%)	(96.3%)	(128.9%)	(111.6%)	(147.0%)
5年度	通常	193	448	372	414	522	951	1,936	1,948	2,267	2,217			通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例	通常のみ	通常+特例
	特例	80	69	35	5	4	0	0	1	2	0			2,900	3,093	8,368	8,371	11,268	11,464
	合計	273	517	407	419	526	951	1,936	1,949	2,269	2,217	0	0	(254.6%)	(214.9%)	(267.2%)	(197.8%)	(263.8%)	(202.1%)

## 業務改善助成金の実績（最低賃金引上げに向けた中企業生産性向上支援策）



## 令和5年度 支援策の活用状況

## 沖縄県版支援パッケージ

**キャリアアップ助成金(賃金規程等改正コース)**

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度(当コースは、有期雇用労働者等の基本給の賃金規程等を3%以上増額改定し、実際に賃金を引き上げた場合に助成。)

申請件数	12件	支給決定件数	14件	支給決定額	9,788,500円	(R5.8月～R6.1月)
申請件数	4件	支給決定件数	7件	支給決定額	5,195,850円	前年度 (R4.8月～R5.1月)

**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)**

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、革新的な製品・サービス開発や生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援

16次募集(R5.7/28～公募、8/18～申請受付、11/7応募締切)において、 1件

【現在、17次募集(R6.2/13～申請受付、3/1応募締切)、18次募集(R6.3/11～申請受付、3/27応募締切)】

**サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金(IT導入補助金)**

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール等の導入費用を支援

通常枠A(6次～9次公募)	78件 / (全国 7,145件)
B(6次～9次公募)	2件 / (全国 126件)
(6次：締切10/2、交付11/6)、(7次：締切11/3、交付12/4)、(8次：締切11/27、交付1/9)、 (9次：締切12/25、交付1/29)、(最終10次：締切1/29、交付3/8)	



【 通常枠A・B類型 : 中小企業・小規模事業者が自社の課題やニーズに合ったITツールを導入する経費の一部を補助することで、事業場の業務効率化・売上アップをサポートするもの。  
Aは5万円～150万円未満の補助。Bは150万円～450万円以下の補助 】

**セキュリティ対策推進枠 0件 / (全国 108件)**

【 セキュリティ対策推進枠 : 中小企業・小規模事業者等がサイバーインシデントが原因で事業継続が困難となる事態を回避するとともに、サイバー攻撃被害が供給制約・価格高騰を潜在的に引き起こすリスクや生産性向上を阻害するリスクを低減することを目的としている 】

**デジタル化基盤導入類(8次～15次) 298件 / (全国 20,549件)**

(8次: 締切9/11、交付10/24)、(9次: 締切10/2、交付11/6)、(10次: 10/16交付、11/20)

(11次: 締切10/30、交付12/4)、(12次: 締切11/13、交付12/18)、(13次: 締切11/27、交付1/9)

(14次: 締切12/11、交付1/22)、(15次: 締切12/25、交付1/29)、(16次: 締切1/15、交付2/19)

(最終17次: 締切1/29、交付3/8)

【 デジタル化基盤導入枠 : 中小企業・小規模事業者等が導入する会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進することを目的としています 】

**複数社連携IT導入枠(3次～4次) 0件 / (全国 3件)**

【 複数社連携IT導入枠 : 業務上つながりのある「サプライチェーン」や特定の商圏で事業を営む「商業集積地」に属する複数の中小企業・小規模事業者等が連携してITツールを導入

**沖縄県所得向上応援企業認証制度**

令和5年11月17日時点 55社 (令和4年度認証企業は、21社)

【 支援の概要 : 従業員の給与所得向上等に積極的に取り組む企業を「沖縄県所得向上応援企業」として認証。 】

**中小企業等経営革新強化支援事業**

(県HPより)

令和5年6月30日、承認(1事業場)、 令和5年8月17日、承認(1事業場)

- 【 中小企業者が抱える様々な経営課題の解決、新事業・新分野の進出、新商品・新サービスの開発、融資・補助金による資金調達等、前向きな事業活動に取り組む創業者や中小企業者等に対し、専門的な知識を有するマネージャー等による窓口相談や専門家派遣等の事業を実施し支援。承認後は、政府系金融機関の低金利融資制度等の支援を活用することができる。】

**県内企業「稼ぐ力」強化人材育成事業**

(県HPより)

経営者や経営幹部を対象とした「R5リデプロ集合研修プログラム」受講者募集(9月～2月)、社内研修補助金の事前相談受付、セミナー「稼ぐ組織へのリデザイン 成長企業のマネジメント手法と経営者のあり方」の開催、第1回～5回集合研修実施報告など。

- 【 本事業では、県内企業に対し、生産性の向上に係る人材育成の必要性を啓発するとともに、専門家のコンサルティングやハンズオン支援などを通して、企業自ら継続的な人材育成を行う体制を整備することにより、県内企業の「稼ぐ力」の強化を図ることを目的としている。】

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

## 1 日本標準産業分類の改定の概要

令和5年6月、日本標準産業分類の改定が告示され、**令和6年4月1日に施行予定**とされている。  
改定の主な内容は、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」、「,」（カンマ）の「、」（読点）への修正等の設定などとなっている。

## 2 日本標準産業分類の改定の影響を受ける特定最低賃金

現在設定されている特定最低賃金において産業分類の改定の影響を受ける主な産業は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店, 総合スーパー」の3種（改定の内容な次の表を参照）。このほか「,」（カンマ）の修正により、多くの特定最低賃金において改正の対応が必要となる。

### <旧産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業
	561	5611	百貨店, 総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



### <新産業分類>

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店, 総合スーパー」 を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

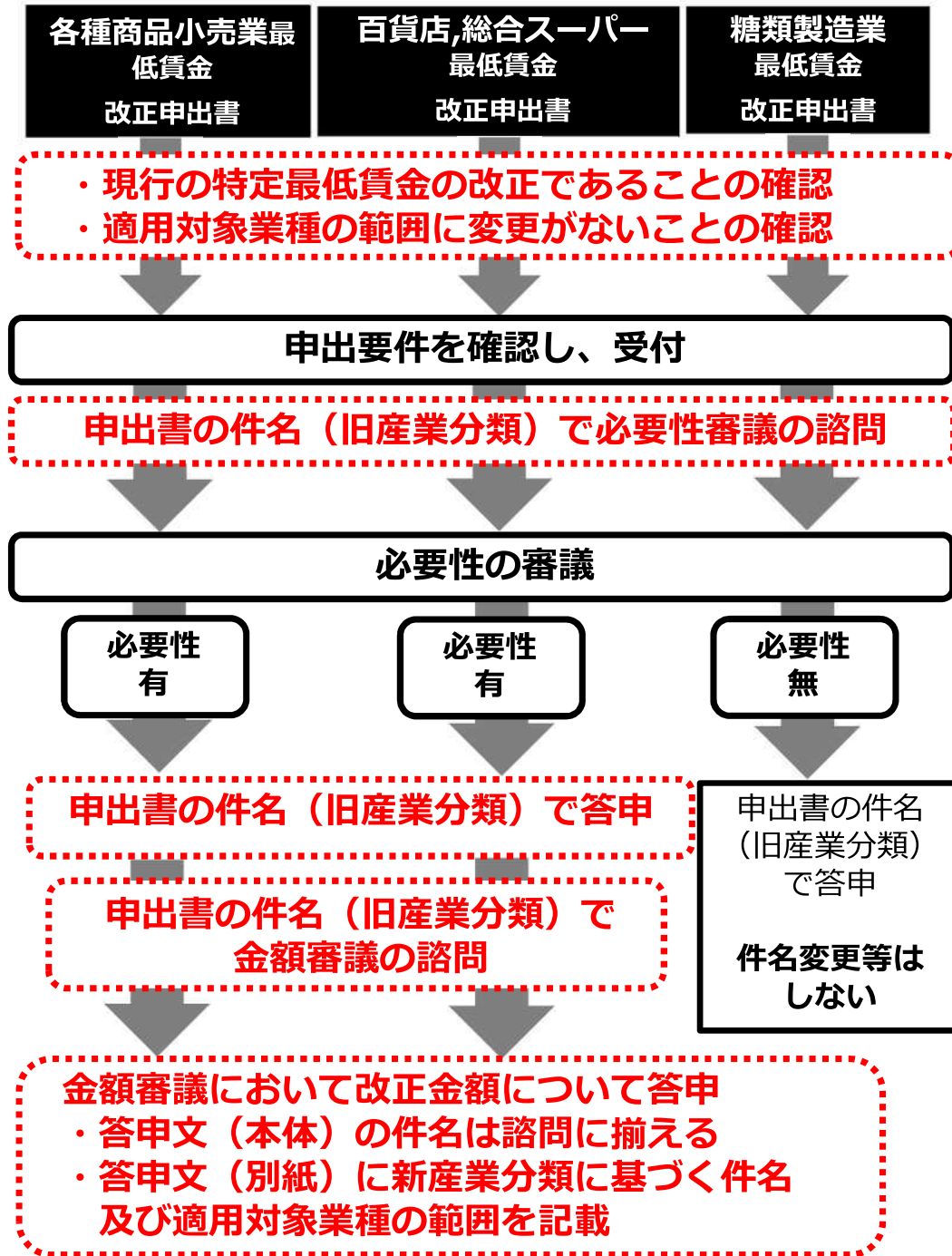
## 3 日本標準産業分類の改定を踏まえた特定最低賃金の取扱いのポイント

- 申出を行う関係労使に対して、**現在設定されている特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するかどうかを確認**すること。
- **適用対象業種の範囲を変更するものではない場合は改正**と取り扱い、適用対象業種の**範囲に変更が生じる場合は新設**として取り扱うこと。この場合、**改正と新設とで申出の要件が異なることに留意**すること。
- 改正、新設、廃止の各ケースにおける申出及び決定の際の件名及び適用対象業種の範囲の表示については、右表のとおり。

	申出	決定
改正	旧	新
新設	新	新
廃止	旧	旧

(旧：旧産業分類、新：新産業分類) 17

# 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて（改正の手順）



## 答申文のイメージ

**<答申文（本体）>**

●●労働局長  
●●地方最低賃金審議会長  
●●県各種商品小売業の改正決定について（答申）  
(以下、略)

●●労働局長  
●●地方最低賃金審議会長  
●●県百貨店、総合スーパーの改正決定について（答申）  
(以下、略)

**件名は諮問に揃える**

**<答申文（別紙）>**

(別紙)  
●●県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金  
1 (略)  
2 適用する使用者  
前号の区域内で百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業に分類される者に限る。）を営む使用者  
4～6 (略)

**新産業分類に基づく件名を記載**

(別紙)  
●●県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金  
1 (略)  
2 適用する使用者  
前号の地域内で百貨店、総合スーパーマーケット、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーマーケットに分類されるものに限る。）を営む使用者  
4～6 (略)

**新産業分類に基づく適用対象業種の範囲を記載**

## 資料 10-1

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(木)		8月16日(金)		8月28日(水)		9月27日(金)
8月2日(金)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月3日(土)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月4日(日)		8月19日(月)		8月29日(木)		9月28日(土)
8月5日(月)		8月20日(火)		8月30日(金)		9月29日(日)
8月6日(火)		8月21日(水)		9月2日(月)		10月2日(水)
8月7日(水)		8月22日(木)		9月3日(火)		10月3日(木)
8月8日(木)		8月23日(金)		9月4日(水)		10月4日(金)
8月9日(金)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月10日(土)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月11日(日)		8月26日(月)		9月5日(木)		10月5日(土)
8月12日(月)		8月27日(火)		9月6日(金)		10月6日(日)
8月13日(火)		8月28日(水)		9月9日(月)		10月9日(水)
8月14日(水)		8月29日(木)		9月10日(火)		10月10日(木)
8月15日(木)		8月30日(金)		9月11日(水)		10月11日(金)
8月16日(金)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月17日(土)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月18日(日)		9月2日(月)		9月12日(木)		10月12日(土)
8月19日(月)		9月3日(火)		9月13日(金)		10月13日(日)
8月20日(火)		9月4日(水)		9月17日(火)		10月17日(木)
8月21日(水)		9月5日(木)		9月18日(水)		10月18日(金)
8月22日(木)		9月6日(金)		9月19日(木)		10月19日(土)
8月23日(金)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月24日(土)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月25日(日)		9月9日(月)		9月20日(金)		10月20日(日)
8月26日(月)		9月10日(火)		9月24日(火)		10月24日(木)
8月27日(火)		9月11日(水)		9月25日(水)		10月25日(金)
8月28日(水)		9月12日(木)		9月26日(木)		10月26日(土)
8月29日(木)		9月13日(金)		9月27日(金)		10月27日(日)
8月30日(金)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
8月31日(土)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(日)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月2日(月)		9月17日(火)		9月30日(月)		10月30日(水)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月1日(火)		10月31日(木)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月25日(金)		11月24日(日)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(火)発効とするためには、8月5日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
10月1日(火)		10月16日(水)		10月28日(月)		11月27日(水)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月29日(火)		11月28日(木)
10月3日(木)		10月18日(金)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月4日(金)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月5日(土)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月6日(日)		10月21日(月)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月10日(火)		10月25日(金)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月27日(水)		12月27日(金)

## 資料 10-2

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
9月1日(日)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月2日(月)		9月17日(火)		10月2日(水)		11月1日(金)
9月3日(火)		9月18日(水)		10月3日(木)		11月2日(土)
9月4日(水)		9月19日(木)		10月4日(金)		11月3日(日)
9月5日(木)		9月20日(金)		10月7日(月)		11月6日(水)
9月6日(金)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月7日(土)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月8日(日)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月9日(月)		9月24日(火)		10月8日(火)		11月7日(木)
9月10日(火)		9月25日(水)		10月9日(水)		11月8日(金)
9月11日(水)		9月26日(木)		10月10日(木)		11月9日(土)
9月12日(木)		9月27日(金)		10月11日(金)		11月10日(日)
9月13日(金)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月14日(土)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月15日(日)		9月30日(月)		10月15日(火)		11月14日(木)
9月16日(月)		10月1日(火)		10月16日(水)		11月15日(金)
9月17日(火)		10月2日(水)		10月17日(木)		11月16日(土)
9月18日(水)		10月3日(木)		10月18日(金)		11月17日(日)
9月19日(木)		10月4日(金)		10月21日(月)		11月20日(水)
9月20日(金)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月21日(土)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月22日(日)		10月7日(月)		10月22日(火)		11月21日(木)
9月23日(月)		10月8日(火)		10月23日(水)		11月22日(金)
9月24日(火)		10月9日(水)		10月24日(木)		11月23日(土)
9月25日(水)		10月10日(木)		10月25日(金)		11月24日(日)
9月26日(木)		10月11日(金)		10月28日(月)		11月27日(水)
9月27日(金)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月28日(土)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月29日(日)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)
9月30日(月)		10月15日(火)		10月29日(火)		11月28日(木)



## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
10月1日(火)		10月16日(水)		10月30日(水)		11月29日(金)
10月2日(水)		10月17日(木)		10月31日(木)		11月30日(土)
10月3日(木)		10月18日(金)		11月1日(金)		12月1日(日)
10月4日(金)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月5日(土)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月6日(日)		10月21日(月)		11月5日(火)		12月5日(木)
10月7日(月)		10月22日(火)		11月6日(水)		12月6日(金)
10月8日(火)		10月23日(水)		11月7日(木)		12月7日(土)
10月9日(水)		10月24日(木)		11月8日(金)		12月8日(日)
10月10日(木)		10月25日(金)		11月11日(月)		12月11日(水)
10月11日(金)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月12日(土)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月13日(日)		10月28日(月)		11月12日(火)		12月12日(木)
10月14日(月)		10月29日(火)		11月13日(水)		12月13日(金)
10月15日(火)		10月30日(水)		11月14日(木)		12月14日(土)
10月16日(水)		10月31日(木)		11月15日(金)		12月15日(日)
10月17日(木)		11月1日(金)		11月18日(月)		12月18日(水)
10月18日(金)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月19日(土)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月20日(日)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月21日(月)		11月5日(火)		11月19日(火)		12月19日(木)
10月22日(火)		11月6日(水)		11月20日(水)		12月20日(金)
10月23日(水)		11月7日(木)		11月21日(木)		12月21日(土)
10月24日(木)		11月8日(金)		11月22日(金)		12月22日(日)
10月25日(金)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月26日(土)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月27日(日)		11月11日(月)		11月25日(月)		12月25日(水)
10月28日(月)		11月12日(火)		11月26日(火)		12月26日(木)
10月29日(火)		11月13日(水)		11月27日(水)		12月27日(金)
10月30日(水)		11月14日(木)		11月28日(木)		12月28日(土)
10月31日(木)		11月15日(金)		11月29日(金)		12月29日(日)

## 令和6年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年12月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(日)発効とするためには、10月3日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
11月1日(金)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月2日(土)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月3日(日)		11月18日(月)		12月2日(月)		1月1日(水)
11月4日(月)		11月19日(火)		12月3日(火)		1月2日(木)
11月5日(火)		11月20日(水)		12月4日(水)		1月3日(金)
11月6日(水)		11月21日(木)		12月5日(木)		1月4日(土)
11月7日(木)		11月22日(金)		12月6日(金)		1月5日(日)
11月8日(金)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月9日(土)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月10日(日)		11月25日(月)		12月9日(月)		1月8日(水)
11月11日(月)		11月26日(火)		12月10日(火)		1月9日(木)
11月12日(火)		11月27日(水)		12月11日(水)		1月10日(金)
11月13日(水)		11月28日(木)		12月12日(木)		1月11日(土)
11月14日(木)		11月29日(金)		12月13日(金)		1月12日(日)
11月15日(金)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月16日(土)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月17日(日)		12月2日(月)		12月16日(月)		1月15日(水)
11月18日(月)		12月3日(火)		12月17日(火)		1月16日(木)
11月19日(火)		12月4日(水)		12月18日(水)		1月17日(金)
11月20日(水)		12月5日(木)		12月19日(木)		1月18日(土)
11月21日(木)		12月6日(金)		12月20日(金)		1月19日(日)
11月22日(金)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月23日(土)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月24日(日)		12月9日(月)		12月23日(月)		1月22日(水)
11月25日(月)		12月10日(火)		12月24日(火)		1月23日(木)
11月26日(火)		12月11日(水)		12月25日(水)		1月24日(金)
11月27日(水)		12月12日(木)		12月26日(木)		1月25日(土)
11月28日(木)		12月13日(金)		12月27日(金)		1月26日(日)
11月29日(金)		12月16日(月)		1月6日(月)		2月5日(水)
11月30日(土)		12月16日(月)		1月6日(月)		2月5日(水)

令和6年度 沖縄地方最低賃金審議会審議計画(案)

資料11-1

1

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		地域別最低賃金専門部会		備考
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
1	7.1 (大会議室)	月	1回 15:00	年間審議計画 専門部会、運小役割分担	会長、会長代理選出 地域専門部会の設置 運営小委員会の設置	地域最賃改定諮問 令6条第5項適用 年間審議日程計画				
	7.1(月) ~7.16(火)		地賃改正諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(7/1~7/16)					専門部会委員の推薦に係る公示(7/1~7/16)		庁舎掲示板/HP に掲示
2	7.22 (大会議室)	月					1回 15:00	(地域別)部会長、部会長代理選出 実地視察・参考人聴取等の実施について		
3	7.24 ~7.26 (事業場)	水 ~ 金					2回	(地域別)事業場実地視察  左記期間において、影響率・未満率を考慮し3業種事業場程度選定の上視察予定	各側委員1名  事務局2名	
4	7.31 (中会議室)	水	2回 13:00		中賃目安伝達 最賃基礎調査結果報告  特定(産別)最賃改定の必要性について諮問	1回 14:00	委員長、委員長代理選出  特定(産別)最賃改定の 必要性に係る検討	3回 15:30	実地視察結果 参考人意見聴取	
	8.2 (大会議室)	金					4回 15:00	(地域別)額提示、調整		
6	8.5 (大会議室)	月					5回 15:00	(地域別)額調整、(結審)		
	8.5(月) ~8.20(火)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示：令6条第5項適用の場合)						庁舎掲示板/HP に掲示	
7	8.7 (中会議室)	水	3回 16:00	特定(産別)最賃専門部会 役割分担、運営について	○地賃専門部会報告(8/7専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決)  特定(産別)最賃改定の必要性の有無について 運小の結果報告及び答申 特定(産別)最賃改定諮問(必要ありの場合)	2回 13:00	関係人意見聴取(概要書)  特定(産別)最賃改定の必要 性の有無についてとりまとめ	6回 14:00	(地域別)額調整予備(結審)	
	8.7(水) ~8.22(木)		地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7採決の場合) 特定最賃諮問に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/7~8/22)					(特定)専門部会委員の推薦に係る公示 (8/7~8/22)		庁舎掲示板/HP に掲示

2

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主要議題	回数	主要議題	回数	主要議題	
8	8.9 (大会議室)	金	4回 16:00		○地賃専門部会報告(8/9専門部会で結審の場合) (全会一致でなかった場合；採決)			7回 14:00	(地域別)額調整予備(結審)	
	8.9(金) ~8.26(月)				地域最賃答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(8/9採決の場合)					
9	8.21 (中会議室)	水	4回 (または 5回) 9:30		異議審(8/5答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
	8.23 (中会議室)	金			異議審(8/7答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
	8.27 (中会議室)	火			異議審(8/9答申の場合) 異議申出内容にかかる審議					
10	8.30 (大会議室)	金					1回 14:00	(産業別合同部会) 部会長、部会長代理選出 実態調査報告 審議会部会日程調整 (産業別資料説明) 新聞業 自動車(新車)小売業 各種商品小売業 糖類製造業		
11	9.6 (中会議室)	金					2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 新聞業(14:00~) 自動車(新車)小売業(15:30~)		
12	9.9 (中会議室)	月					2回 14:00 15:30	(産業別) 額の提示 各種商品小売業(14:00~) 糖類製造業(15:30~)		
13	9.10 (大会議室)	火					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 新聞業		
	9.10(火) ~25(水)							特定最賃(新聞)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/H P に掲示	
14	9.12 (中会議室)	木					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 自動車(新車)小売業		
	9.12(木) ~9.27(金)							特定最賃(自動車)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/H P に掲示	
15	9.13 (中会議室)	金					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 各種小売業		
	9.13(金) ~9.30(月)							特定最賃(各種商品)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/H P に掲示	
16	9.17 (中会議室)	火					3回 14:00	(産業別) 額の調整(結審) 糖類製造業		
	9.17(火) ~10.2(水)							特定最賃(糖類)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示(令6条第5項適用)	庁舎掲示板/H P に掲示	
17	9.20.24	金火					4回 14:00~ 15:30~	(産業別) 額の調整(結審：予備日) 各業種		
18	9.25 (中会議室)	水	5回 15:00		(産業別)額調整、(採決：予備日) 専門部会で結審に至らなかった場合					
	9.25(水) ~10.10(木)							特定最賃(各業種)答申に対する労働者及び使用者からの意見提出に係る公示	庁舎掲示板/H P に掲示	

番号	月 日	曜日	沖縄地方最低賃金審議会（本審）			運営小委員会		最低賃金専門部会		
			回数	（公益調整）	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	回数	主 要 議 題	
21	7.3.7 （大会講室）	金	6回 16:00		令和6年度の審議会総括について 令和7年度産業別最低賃金申出意向確認 最低賃金専門部会の廃止について その他					



令和7年3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
曜 日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
審議会開催日程							第6回 本審			予備日																						
開 催 時 間							16:00																									
公 示 期 間	第6回本審開催公示(2/18~3/4まで)																															
そ の 他																																